

日行連発第1762号
令和5年3月13日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

資源有効利用促進法に基づく省令等の改正について（周知）

今般、国土交通省より、資源有効利用促進法に基づく省令改正及びストックヤード運営事業者登録規定が公布された旨について添付のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

- ・建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和5年国土交通省第6号）
- ・ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）
- ・建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和5年国土交通省告示第158号）